

当初予算

平成22年度当初予算の概要をお知らせします。

総合計画の実現に向けて

平成22年度当初予算は、第10次倉吉市総合計画の実現に向け、重点課題の「若者の定住化促進」に関連する施策をはじめ、諸施策の計画的、かつ総合的な推進を実行していくものとなっています。

また、この予算でもって、行政改革大綱、並びに財政健全化計画に基づく取り組みも進めていきます。

①雇用の維持と確保
地域における雇用創出・雇用の場の確保、企業誘致の促進のための予算

②商工業の振興
倉吉市くらしよし産業元気条例に基づく「倉吉地域産業振興ビジョン」の策定により、

③農業の振興
担い手問題や耕作放棄地問題の解決、農業所得向上に向けて取り組むための予算

④高齢者の住み慣れた地域や家庭での自立促進
高齢者の健康維持を図り、社会参加の機会を提供することで、地域において自立した生活を送ることができるよう施策展開を図るための予算

⑤生涯学習の推進
生涯を通じ、自己実現に向けた学習機会の提供を行うための予算

⑥財政課(☎2218163/FAX221087)

◆市税の内訳◆

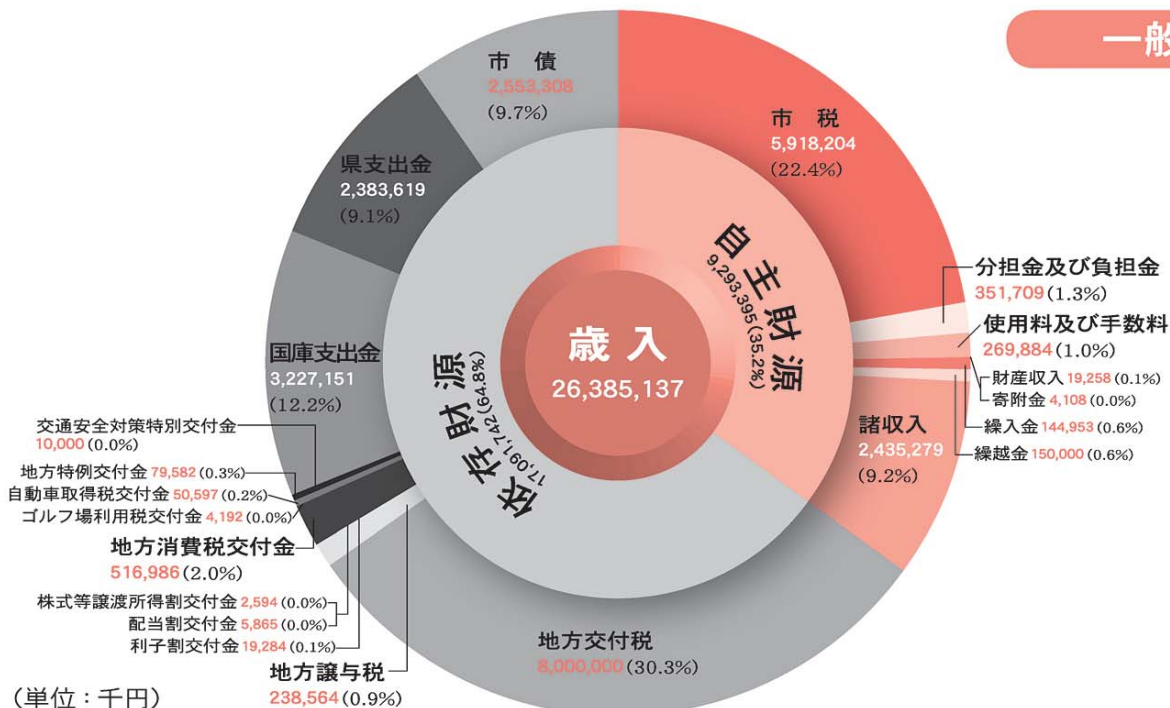
	予算額 (千円)	1人当たりの 換算額 [※] (円)
市民税	2,153,300	42,174
固定資産税	3,124,804	61,202
軽自動車税	126,700	2,482
たばこ税	261,000	5,112
入湯税	2,600	51
都市計画税	249,800	4,893
合計	5,918,204	115,914

※ 3月31日現在の住民基本台帳による人口50,760人に、外国人登録者数297人を加えた51,057人を全体住民としました。

◆会計別予算の概要◆

一般会計	263億8,513万7,000円(前年比+7.9%)
特別会計	151億3,360万7,000円(前年比△5.3%)
企業会計	12億8,570万8,000円(前年比+2.7%)
合計	428億445万2,000円(前年比+2.7%)

一般会計

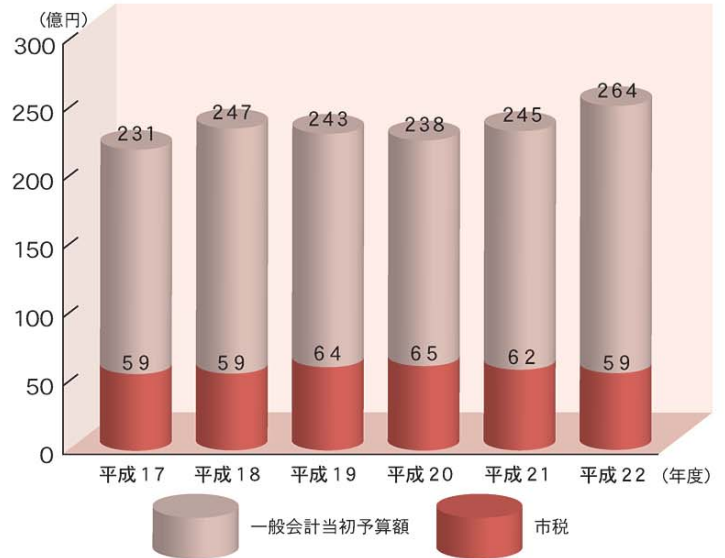


特別会計・企業会計

(単位：千円)

会計名	予算額(増減率)
国民健康保険事業	5,575,924 (+3.0%)
介護保険事業	4,581,523 (+8.0%)
老人保健事業	31,952 (△17.8%)
後期高齢者医療事業	519,442 (△2.3%)
簡易水道事業	230,886 (+0.9%)
温泉配湯事業	9,625 (△3.3%)
住宅資金貸付事業	69,606 (△39.2%)
高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業	2,399 (△26.3%)
土地取得事業	36,000 (±0.0%)
上井羽合線沿道土地区画整理事業	152,265 (+40.0%)
下水道事業	3,144,992 (△29.5%)
駐車場事業	24,134 (△4.1%)
集落排水事業	623,408 (△4.1%)
国民宿舎事業	77,461 (+6.3%)
高城財産区	21,713 (+121.8%)
小鴨財産区	5,495 (+7.6%)
北谷財産区	158 (±0.0%)
上北条財産区	26,624 (+0.9%)
(企業会計)水道事業	1,285,708 (+2.7%)

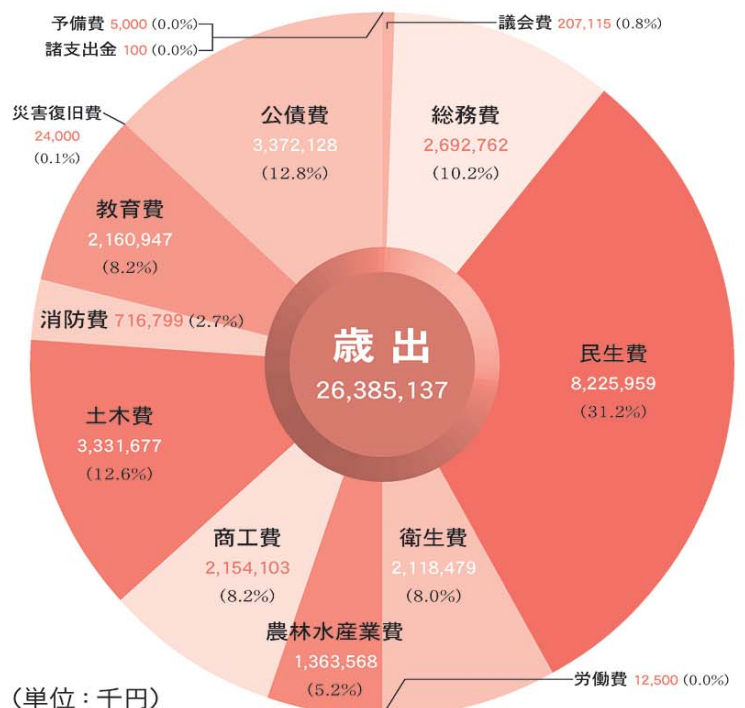
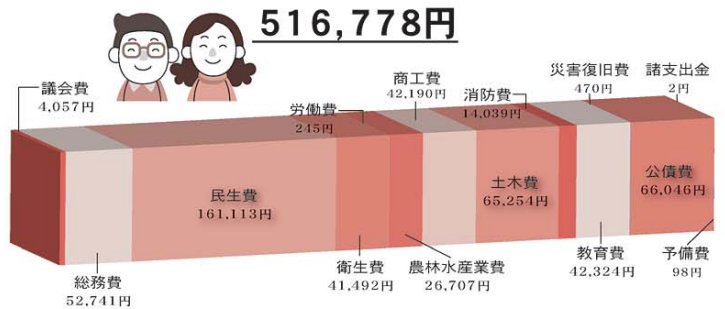
◆一般会計当初予算額と市税額の推移◆



◆住民一人当たりの歳出額(一般会計)◆

*平成22年3月31日現在、人口51,057人で計算

516,778円



◆用語解説◆

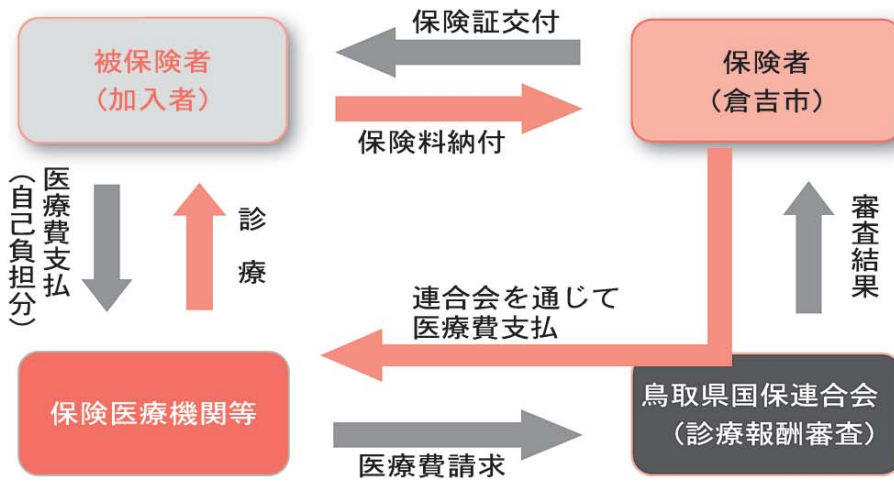
- 会計年度：歳入歳出の区切りとされる期間。4月1日から翌年3月31日までが一つの会計年度と定められ、この期間の歳入で歳出をまかないます(例外もあります)。
- 歳入：会計年度におけるすべての収入
- 歳出：会計年度におけるすべての支出
- 一般会計：市の基本的な会計
- 特別会計：特定の事業を行う場合などに、一般会計とは別に、その事業のみ会計をつくることができます。これを特別会計といいます。
- 企業会計：公営企業の会計

国民健康保険は、今…

国保の現状と料率改定の必要性

国保(国民健康保険)は、病気やケガをしたときに備えて、加入する人たちがお金を出し合い、安心して医療を受けられるようにするための制度です。国保を運営するのは市町村で、これを「保険者」と言います。また、加入する人を「被保険者」と言います。国保は、相互扶助の地域医療であり、被保険者一人ひとりが納める保険料や国・県・市負担金などで運営されています。

■国保のしくみ



このような中で、保険者である倉吉市は、保険料の収納率向上に向け、納付相談をはじめ、被保険者世帯を訪問するなど、収納の確保に努力しています。また、事情があつて滞納している世帯には、分割納付や、その世帯にあった納付方法をお勧めする

国保料確保の取り組み

また、経済の長期低迷による雇用の削減からの失業など、所得の少ない人の加入割合が増加する傾向にあり、厳しい運営状況に置かれています。

この間、国保会計の実質単年度収支は赤字が続ぎ、平成21年度予算の決算見込は、約3億8千万円の赤字になります。これを補つるため、国保財政調整基金保有

国保財政の状況

倉吉市では、平成15年度に住民負担の軽減を図るため、国保財政調整基金などを財源にして保険料率を引き下げました。また、平成17年度には旧関金町との合併に伴い、再度、保険料率を引き下げ、そのまま、平成21年度まで国保事業を運営してきました。

国保は医療保険制度の中核として、大変重要な役割を果たしていますが、急速な高齢化の進展や医療の高度化などにより、医療費は年々増加傾向にあります。

国保の現状

など、「納める努力と積極的な相談」をお願いしています。なお、滞納があつても、何ら連絡や相談がない場合には、保険証の交付を一時保留して、連絡を待った上で、財産調査や差し押さえ処分をすることもあります。

■医療費の負担区分(イメージ)

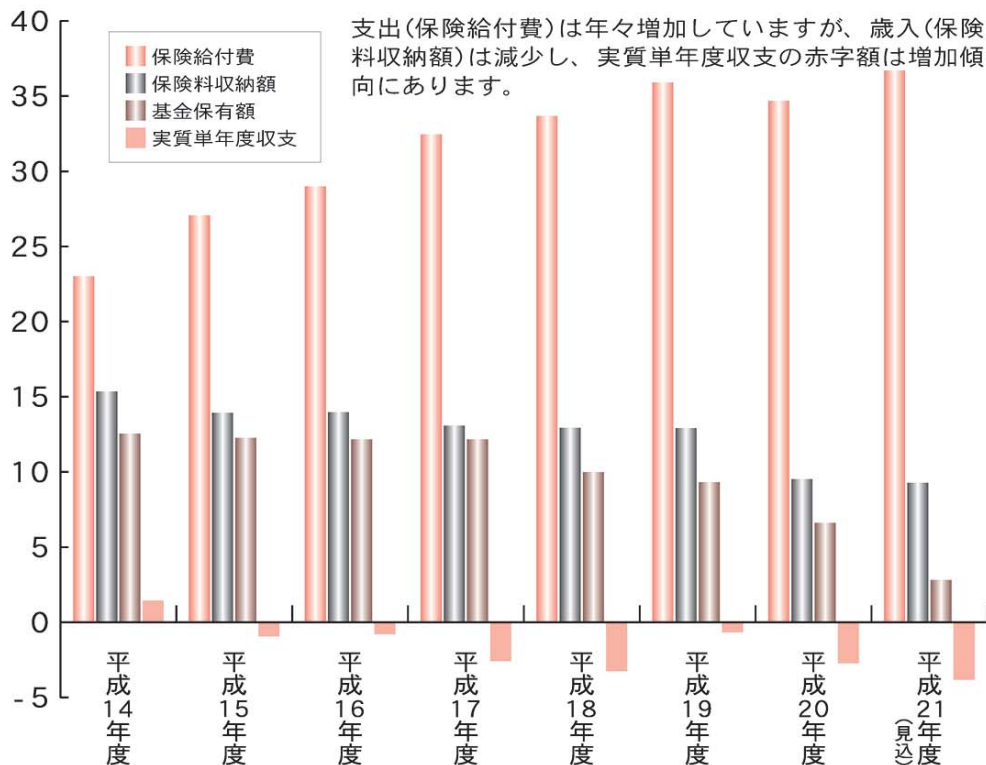
国保の医療費は、保険料や国・県・市負担金などで賄われています。その中でも保険料は大きな割合を占めます。

医療費		自己負担分
前期高齢者交付金	国・県負担金など(50%)	・義務教育就学前 2割
保険料(50%)	療養給付費負担金(34%)	・義務教育就学以上70歳未満 3割
保険料	国調整交付金(9%)	・70歳以上75歳未満* 1割 (現役並み所得者は 3割)
保険料軽減分(市負担)	県調整交付金(7%)	

* 法律では2割ですが、平成23年3月31日までは1割に据え置かれます。



(億円)



額は、約2億8千万円まで減少する見込です。
また、これまでの保険料率のままで平成22年度も国保事業を行うと、3億円以上の実質単年度赤字が見込まれます。しかし、これを補てんする国保財政調整基金は約

2億8千万円しか残らないおそれがあります。国保財政は大変厳しくなり、被保険者の皆さんが、安心して医療を受けることができず、医療保険の役目を果たすことができない状況も想定されます。

倉吉市国民健康保険運営協議会(運協)への諮問・答申

このような状況を受け、市では、昨年12月に倉吉市国民健康保険運営協議会に保険料の改定について諮問し、今年2月には、その答申を受けました。

※国民健康保険運営協議会は、国民健康保険の運営に関する重要事項を審議するため、法律に基づいて設置されている市長の諮問機関です。

▼保険料率改定についての諮問内容 (平成21年12月11日)

平成21年度までの国保財政をもとに、平成22年度以降の国保事業運営を健全なものとするための保険料率について、検討をお願いします。

▲保険料率改定についての答申内容 (平成22年2月1日)

- ①今後の国保事業運営の健全化を考えると、保険料引き上げはやむを得ない。
- ②一般会計から繰入などを行い、保険料引き上げ幅を抑制すること。
- ③軽減後の保険料を、医療分と支援金分の合算額は、1人あたり12,000円程度、介護分については、1人あたり9,200円程度引き上げる料率設定を行うこと。
- ④今後とも、収納率向上と医療費適正化に努めること。

運協の答申に基づく保険料率の改定

本来、国保財政は、独立した会計としての運営を原則としますが、料率の改定にあたって、不足する財源を全額保険料に求めると大幅な引き上げになります。

そこで、答申を踏まえ、被保険

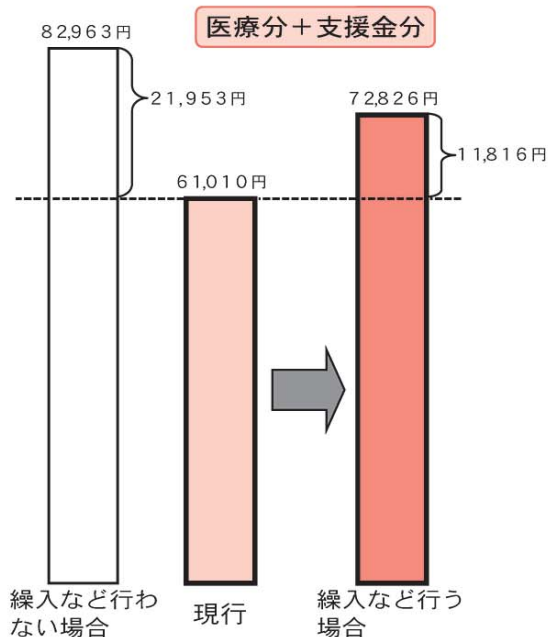
者の急激な保険料の負担増を緩和するため、一般会計からの繰入(財政支援)と国保財政調整基金を取崩し、保険料引き上げ幅を抑制するよう保険料率を改定することとなりました。



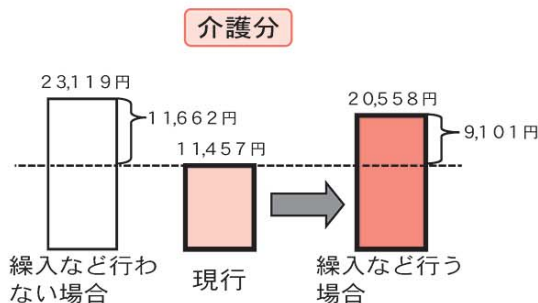
保険料率の改定までの動き

3 保険料率の改定

■ 1人あたり保険料(保険料軽減後)



一般会計繰入金の増額、国保財政調整基金の活用により、引き上げ額を
医療分+支援金分
 21,953円→11,816円(約46%圧縮)
介護分
 11,662円→9,101円(約22%圧縮)
 に抑制します。



■ 平成22年度改定の保険料率

区分		現行	改定	引き上げ幅
基礎賦課額分 (医療分)	所得割	5.00%	5.70%	0.70%
	資産割	19.00%	22.00%	3.00%
	被保険者均等割	17,000円	21,900円	4,900円
	世帯別平等割	16,000円	20,200円	4,200円
後期高齢者支援金等賦課額分 (支援金分)	所得割	1.30%	1.50%	0.20%
	資産割	5.00%	6.00%	1.00%
	被保険者均等割	5,000円	5,700円	700円
	世帯別平等割	4,000円	5,200円	1,200円
介護納付金分 (介護分)	所得割	0.60%	1.55%	0.95%
	資産割	5.50%	6.50%	1.00%
	被保険者均等割	5,500円	8,500円	3,000円
	世帯別平等割	3,500円	5,000円	1,500円

被保険者の皆さんへの
 お願い

国保は、国民皆保険を支える大切な地域保険です。みんなが安心して医療を受けられるための大切な制度です。

しかし、財政基盤が弱いのも事実であり、こうした実情を考慮して、一般会計からの繰入金増額や国保財政調整基金の取崩しを行い、保険料引き上げ幅を抑制しました。

この状況をご理解いただき、平成22年度以降の保険料についても、ご協力をお願いいたします。

また、国保財政の健全な運営のためには、保険料の滞納をなくすことが大切です。保険料の収納率向上に一層のご協力をお願いいたします。

また、普段から生活習慣病などに配慮して、健康づくりに努めましょう。健康診断などを受けて、病気の早期発見・治療に心がけることも大切です。市では、特定健康診査・特定保健指導、各種がん検診やさまざまな健康づくり事業を実施していますので、積極的に参加しましょう。

皆さんの意識と努力が健康をもたらすし、国保の健全化にもつながります。

4 国保料の軽減について

平成22年度から、「倒産・解雇などによる離職」(特定受給資格者)や「雇い止めなどによる離職」(特定理由離職者)をした人の国保料が軽減されます。

【対象者】

離職日の翌日から翌年度末までの期間において、

①雇用保険の特定受給資格者

(例：倒産・解雇などによる離職)

②雇用保険の特定理由離職者

(例：雇い止めなどによる離職)

として求職者給付(基本手当など)を受ける人です。

※雇用保険受給資格者証の離職理由が 11・12・21・22・31・32・23・33・34 に当てはまる人です。

※高年齢受給資格者、および特別受給資格者は対象となりません。

【軽減額】

国民健康保険料は、前年の所得などにより算定されますが、この軽減制度に当てはまる場合は、前年の給与所得を、その3/10とみなして保険料を算定します。

【軽減期間】

離職日の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の求職者給付(基本手当など)を受ける期間とは異なります。

※届出が遅れても、さかのぼって軽減を受けることができます。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、勤め先の健康保険などに加入し、国民健康保険を脱退すると終了します。

【制度開始前の離職】

制度が始まる前1年以内(平成21年3月31日以降)に、これらと同じ理由により離職した場合、平成22年度に限り、保険料が軽減されます。

※平成21年度の保険料は対象となりません。

軽減を受けるには届出が必要です。

国保の特定健診とドックが始まります

【特定健診】

40歳から74歳の国保被保険者を対象にした「特定健診」が、個別健診(指定医療機関で実施)は5月から、集団健診(地区公民館などで実施)は6月から始まります。

これは、医療費の多くを占める糖尿病や脳疾患などの生活習慣病を予防・改善することを目的に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診です。

また、現在、治療中・通院中の人も特定健診の受診の対象となります。

▼受診に必要なもの

4月下旬に送付した特定健診受診券(はがきサイズ・紺色)と国保被保険者証

▼受診場所

特定健診は、地区公民館などでの集団健診、または指定医療機関での個別健診のいずれかで受診することができます。

▼受診期間

5月1日(土)～平成23年2月28日(月)

※受診日程、受診料金、検診内容、受診できる医療機関などについては、「くらし健康ガイド」をご覧ください。

医療保険課(TEL 22-8124 / FAX 22-2954) ※国保人間ドック・脳ドックの申し込みや問い合わせは、関金支所支所管理課(TEL 45-2111 / FAX 45-3964)でも受け付けます。

【人間ドック・脳ドック】

平成22年度国保人間ドック・脳ドックが始まります。

生活習慣病のほとんどは、進行するまで自覚症状がありません。疾病の早期発見と予防に国保人間ドック・脳ドックをご活用ください。

なお、国保人間ドック・脳ドックを受診した人は、特定健診を受診する必要はありません。

▼対象者：国保被保険者で、保険料を完納している人

人間ドック：40～74歳(定員400人)

脳ドック：40～69歳(定員70人)

※定員数を超えた場合は、ご希望に添えないことがあります。

▼申込開始：6月1日(火)午前8時30分

▼受診期間：6月1日(火)～平成23年2月28日(月)

※申込後に、受診できる医療機関に予約をして、期間内に受診してください。

▼申込に必要なもの：国保被保険者証、特定健診受診券、がん検査受診券